

人数大幅増も報酬なし

構造再委託先確保に影響

日 事 連

改正建基法 緊急アンケート追加調査

日本建築士事務所協会連合会（三栖邦博会長）は、昨年6月の改正建築基準法施行後の業務量の実態、構造設計を外注した場合の再委託の状況などをまとめた。①設計業務における人数、特に構造設計に係る人数が大幅に増加するとともに、それに見合う報酬も確保できない②構造設計を再委託・受託する企業とともに構造設計に係る人数が増加③再委託事務所では、構造技術者の多忙と委託料高騰で再委託先の確保が業務受託に大きな影響がある――実態が浮き彫りになった。今後、関係機関との協議の場などで意見交換し、必要なものは国などに働きかける考え。

日事連は、改正建基法の施行以降、建築設計の現場や確認申請の現場で大きな混乱が見られたと

「6月改正後の建築確認申請に関する緊急アンケート調査」を実施。確認申請にかかる手続と審査日数が大幅に増加している実態が報告された。今回、建築確認申請までの設計業務や基本設計から実施設計に至るまでの実態について追加調査した。全国500事務所（回答385事務所、回答率77%）を対象に、3月20日～4月15日で実施した。

おり、建物規模が大きくなるにつれ増加回答の割合が大きい傾向にある。特に、構造設計で頭打ちとなっている。増加量については約2割が2倍超になったとしている。また、業務量に見合う報酬では約7割が「全く確保できていない」と回答した。構造設計の再委託状況については、構造技術者多忙の原因として構造設計の人数の増加（93%）、適性判定・耐震診断など掛け持ち業務の負担増加（64%）が大勢を占める。人数増加の

主な要因として、作成する図書などの増加（90%）、適性判定機関・確認審査機関の指導厳格化（各80%・77%）が大きい。人数短縮の改善策として適性判定審査の合理化・簡素化

（94%）、小規模建物の適性判定審査除外（84%）が主だった。一方、再委託の受託側の状況では、受託を断ったことがある事務所は86%。その理由として、構造設計多忙（92%）、掛け持ち業務多忙（31%）報酬額折り合わず（26%）となった。多忙な理由や人数増加要因、改善策などについては再委託状況と同様の傾向となった。また、構造技術者の就業状況は「満足な休みが取れないほど激務」が47%、同技術者の確保では「補充・拡充を計画しているが採用できない」が53%だった。このほか自由記入項目では、審査

やピアチェックの仕方に關するものが数多く寄せられた。同調査の結果は、きょう日事連のホームページで公表される予定。

建設産業

2008. 5. 27